# 公益財団法人大阪人権博物館賛助会員規程

# (目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人大阪人権博物館定款第34条に基づき、 賛助会員規程 を次のように定める。

### (会員の種別)

- 第2条 当財団の賛助会員は、当財団の趣旨に賛同・共感し、本会の活動を支援しようとする個人および法人とする。
  - 個人賛助会員は、別途定める会費を納める個人とする。
  - 法人賛助会員は、別途定める会費を納める法人または団体とする。

# (入会手続き)

- 第3条 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するもの とする。
  - 2 賛助会員には会員証を発行するものとする。

# (退 会)

- 第4条 賛助会員が退会しようとするときは、退会届を提出し、会員証を返却する ものとする。
- 2 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事長は退会させることができ
  - (1)社会的公序良俗に反する行為
  - (2)当財団の品位・権威を著しく傷つける行為(3)当財団の名称を許可なく使用する行為

  - (4) 当財団の役員の名を許可なく使用する行為
  - (5) 当財団の評判を著しく貶める行為
  - (6)上記に関わる一切の疑惑のある行為
  - (7)その他、上記以外の当財団の趣旨に反する行為

- 第5条 賛助会員は次に掲げる区分により1口以上の会費を納入するものとする。
  - (1)個人会員 1口 6,000円
  - (2)団体会員 10,000円  $1 \square$
  - 2 退会による会費の返還は、原則として行わないものとする。

### (会費の使途)

第6条 会費は、当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

第7条 賛助会員は会員種別により、別表に定める特典を受けることができる。

## (会員資格の有効期間)

第8条 会員資格の有効期間は、本財団が入会申込書を受け付けた日から1年間と する。

# (補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月4日から施行する。